

# 第2章

## 役 割

- I 市民・地域の文化団体・企業の役割
- II 公益財団法人和光市文化振興公社の役割
- III 市の役割
- IV 文化施設等の役割

## I 市民・地域の文化団体・企業の役割

### 1 市民の役割

文化振興の主役は市民であり、市民一人ひとりが文化の担い手です。市民は自主的に創造的な文化活動をさかんにするるとともに、個々の持っている独創性を発揮して、地域のアイデンティティ※を形成し、市民文化の向上に努めることが望まれます。また、地域文化資源の保存・継承・発信等に努めることが期待されます。

### 2 地域の文化団体の役割

地域の文化団体は、市民が交流し、集い、協働する場であり、地域コミュニティを築く上でも重要です。それぞれの団体が、団体・地域・世代などの枠を越えた文化交流に努めるとともに、市や企業等と連携し、地域コミュニティの活性化や地域文化の向上に寄与することが望まれます。

### 3 企業の役割

和光市に立地して経営を行っている企業は、独自の企業文化を持つとともに、そこで働く人たちは在住・在勤の市民でもあり、和光市の文化の担い手でもあります。

地域文化には、地域経済の活性化やまちの賑わいづくりに貢献する力があることから、企業もまた市民や地域の文化団体などと積極的に連携して、市民に準じる文化的な役割を果たすことが望まれます。

## II 公益財団法人和光市文化振興公社の役割

公益財団法人和光市文化振興公社は、「市が設置する公の施設の効果的な管理運営に協力し、地域コミュニティ及び市民文化の向上を図るための事業に努め、もって住民福祉の増進に寄与する」ことを目的に市が出資し、設立した公益法人です。これまでに、地域コミュニティ及び文化の振興事業、市が設置した公の施設の管理運営の受託、その他目的の達成に向けての各種事業を展開してきました。これらの中で培ってきた信頼関係をもとに、市と市民、地域の文化団体等を「つなぐ」役割が期待されます。

地方自治法の一部改正に伴い、市は平成 18 年 4 月から市民文化センターの管理運営に指定管理者制度※を導入し、最初の指定管理者として指定したことから、なおいっそう和光市の文化振興のための中枢機能を果たしていくことが求められています。

文化事業については、市主催行事への積極的参加により、市民の文化活動状況や地域の文化団体、和光市の地域文化資源の紹介など文化情報の提供を図ること、また、地域の文化団体や市内の芸術団体などの文化活動を促進するために、助成金制度を充実させ支援することも重要な役割のひとつです。その他、市や教育委員会の行う文化

事業を協働することにより、和光市の文化振興を共に担うことが望まれます。

市民や地域の文化団体、企業等と地域の力を結集し、地域文化の振興に取り組むこと、また、文化振興公社が目指す市民との協働による文化芸術の振興を推進することにより、市の文化政策の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

### Ⅲ 市の役割

文化振興における市の役割は、市民が等しく文化を創造・享受でき、また、将来を担う子どもたちや、地域の若手アーティストを支援する環境を整備することです。また、市民や地域の文化団体などの表現活動や多様な交流、文化活動への主体的な参加を促すために必要な環境づくりを進めることでもあります。それらを達成させるためには、制度の充実、財政的措置、国や民間の文化活動支援情報の活用、人材の育成等を計画的に進めなければなりません。また、近年、地域の文化団体、NPO法人等による活発な文化活動が展開されている中、今後はそれらへの支援や情報提供をとおして連携を図らなければなりません。

地域文化資源※をすべての市民が共有できる財産として、保存・継承・顕彰・発信等、有効活用するための事業実施や財政的措置を講じる必要があります。

和光市の文化の殿堂として、平成5年に設置した市民文化センターは、①市民の文化享受機会の拡大、②市民の自主的で創造的な文化活動への支援、③地域の文化に関わる人材の育成、④地域文化資源の有効活用、⑤地域の文化の振興・交流活動の拠点的作用などを担うことから、市民の文化活動が最大限促進されるようその有効活用を図らなければなりません。

以上のように、市は、市民や企業等との協働による文化振興施策をとおして、地域コミュニティや地域経済活動の活性化を図るとともに、地域課題解決のために文化力※を積極的に活用し、「文化によるまちづくり」に貢献する役割を担っています。

また、指定管理者制度※導入により、施設の管理運営方法が変わる中で、これからの和光市の文化振興に果たす公益財団法人和光市文化振興公社の役割やあり方について、期待や課題を踏まえて今後検討していく必要があります。

### Ⅳ 文化施設等の役割

文化施設や公民館などを文化の発表の場、創造の場、交流の場としての拠点と位置づけ、積極的にその活用を図ることが求められています。学校開放や公共施設の多目的利用など従来の利用にとらわれず、市民の文化活動の場として有効に利用できる仕組みを、市民とともに検討していきます。また、社寺を含め民間施設の活用にも努めていきます。より多くの市民が気軽に利用できる施設などとして、それぞれの規模や特

徴を考え、以下の6施設を地域文化活動の拠点として挙げます。

### 1 和光市民文化センター『サンアゼリア』

市民や地域の文化団体等が、自主的で創造的な文化活動を活発に行う場を提供するとともに、広域的な視点に立った事業展開が求められることから、国内外の優れた舞台芸術を紹介する鑑賞事業の充実や地域間文化交流など、幅広く活用されるためにそのサービスを充実します。また、市民の文化振興に寄与する本市の中核施設として、重点的に次の活動を進めていきます。

- (1) 市民の自主的で創造的な文化活動の場の提供
- (2) 市民や地域の文化団体との連携
- (3) 地域文化資源※の保存・継承・発信
- (4) 市民ニーズに応じた国内外の優れた舞台芸術などの鑑賞事業の充実
- (5) 将来を担う子どもたちの情操を豊かにするための、ワークショップ※やアウトリーチ※など、教育プログラムの実施
- (6) 文化の発信基地として文化に関する多様な情報の収集や発信
- (7) 世代間・地域間・団体間交流事業など、さまざまな市民ニーズに対応して、地域アイデンティティ※の形成を支援

### 2 公民館

市民の学習や文化活動の発表・交流を推進するとともに、各サークルなどの自主的な活動を支援し、学習ニーズに応える学習機会や学習活動の情報提供を行います。関係機関や団体・市民相互の調整を図り、学習の成果を生かした地域づくりの拠点として市民主体の活動を支援するために、重点的に次の活動を進めていきます。

- (1) 市民の学習ニーズに対応した、学びがいのある講座・教室の開催
- (2) 各サークルなどの発表や研究会などへの市民の積極的な参加・交流機会の促進
- (3) 市民自ら企画・立案した学習プログラム事業の開催
- (4) 世代間交流事業など高齢者の社会参加の支援
- (5) 今日的な課題解決に向けた学習の支援
- (6) 講座などで学習した成果を生かしたサークルなどの設立支援、地域づくりの推進

### 3 コミュニティセンター

地域住民が相互に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進する多目的複合型施設としての役割を担っています。

白子コミュニティセンターについては、1階に展示コーナーが設けられており、和光市ゆかりの文化人である『清水かつら』や『大石 真』に関わる展示を行っています。地域の文化団体との協働による地域文化資源の顕彰・普及などをおして、和光らしさを表現していく施設として有効活用を図ります。

#### 4 学校

余剰教室や休日・夜間の学校開放は文化活動、生涯学習の場としての有効活用が求められます。その実現に向け、地域と学校が連携し、市民主体で気軽に利用できる施設運営のあり方を検討しなければなりません。

#### 5 市民広場

市役所敷地内には舞台を有する市民広場があります。新たな憩いの場、文化活動の場として可能な範囲で有効活用を図ります。

#### 6 新倉ふるさと民家園

園内の和光市指定文化財※『旧富岡家住宅』は、昭和 62 年に東京外郭環状道路の建設に伴い解体された古民家を移築復元した建造物です。元は 17 世紀後半（江戸時代中期）に建築されたものと考えられており、埼玉県下では最古の部類に属する民家であるといわれています。

文化財※であるという趣旨を尊重し、伝統文化や地域に伝わる季節行事等を体験学習できる場所として活用していきます。